

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団

## はじめに

今年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、現在でも我が国に甚大な影響を及ぼし、本県においてもまさに今後の県政を担う上で重要な局面に差し掛かっているものと認識している。

我が会派としては、新型コロナウイルス感染症が国の指定感染症に指定されて以降、知事に対し、与えられた権限の適切な行使や正確な情報発信をはじめ各種対策を求めてきた。

そのような観点からすると、知事におかれては国の緊急事態宣言後、適切な権限の行使に加え、迅速な補正予算の編成、一都三県と足並みを揃えての感染症拡大防止対策の実施、各種媒体を活用した情報発信等に努めてきたことは一定の評価に値するものである。

しかしながら、先日公表された「緊急事態宣言後の神奈川ビジョン」については我々としては、基本的な方向性は是としながらも、県内における感染症拡大防止策と経済活動を両立させていくには不断の努力が求められるものと考えている。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、多くの課題が生じることも考えられるため、立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団として要望書を提出するものである。

知事並びに県当局におかれては、今後の新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたっては、本要望書の内容を真摯に受け止め反映するよう求めておく。

令和2年6月吉日

立憲民主党・民権クラブ  
団長 松本清  
政務調査会長 斉藤たかみ

## 1、持続可能な財政運営について

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、本県の財政状況はこれまで以上に厳しくなることが予想される。

我が会派としてもこれまで財政健全化施策に関しては様々な角度から提言を行ってきたが、今現在我々が強く危機感を抱いているのは財政調整基金の残高である。

県が示すその目安となる金額は約 650 億円とのことであるが、今年度当初予算やコロナ対策に関する補正予算の編成で取り崩しが続き、現在は約 320 億円程度にまで減少しており、今後を見通しても、県税収入の大幅な減収が見込まれることから、来年度予算編成においてもそれを取り崩す可能性が高いと危惧するところである。

このような厳しい財政状況の中、過度に財政調整基金の取り崩しに頼らないようにするため、既決予算の組み換えを行いコロナ対策に投入するなど、状況に応じた柔軟かつ機動的な財政出動を実施し、将来を見据えた持続可能な財政運営に取り組むよう要望する。

## 2、新型コロナウイルス感染症対策事業における国・県・市町村との連携について

新型コロナウイルス感染症対策について、国・県・市町村各々で地域に応じた迅速で適切な事業を立案する必要がある一方で、それらの各事業においては、重複や抜け漏れ等がなく整合性のとれた効果的な事業であることが求められる。

よって、行政間で適切な連携を図るため、事前に各行政間の責任と役割の分担を定義・共有するよう要望する。

また、個々の事業立案においても、財源を含めタイムリーな情報共有及び調整を行い、効果的な支援策を実施していくよう併せて要望する。

## 3、インターネットに過度に依存しない支援策の広報強化について

現在、新型コロナウイルス感染症に関して、各行政から様々な支援策が打ち出され、インターネットを活用したタイムリーな広報が進められているものの、インターネットに不慣れな方には情報が伝わりにくく、特に支援策の項目とその問い合わせ先すら不明な環境では、支援を受けようもないのが現状である。

よって、支援を必要とする多くの県民に正確な情報と安心を届けるために、インターネットに過度に依存しない「紙媒体」等での情報伝達や人的窓口の強化を要望する。

また、県管轄のみならず市町村に対しても、広報強化の支援を行うよう併せて要望する。

#### 4、公共交通機関における感染症・混雑緩和対策について

国の緊急事態宣言発令中は、公共交通機関の稼働率は通常時に比べ大幅に減少したが、宣言解除により、それは以前に戻りつつある。

新型コロナウイルス感染症対策としては「密閉」「密集」「密接」といういわゆる三密を避けることが効果的と言われているが、公共交通機関における通勤・通学ラッシュ時は特に三密になりやすくなることは言うまでもない。

よって、県として公共交通機関利用時における感染予防のための「自衛策」を県民に広く周知し意識を高めるなど、公共交通機関における感染症対策に取り組むよう要望する。

また、コロナ禍の状況により、世間に時差通勤やテレワーク等が広まったことを踏まえ、県として県庁職員に対してだけではなく県内企業をも巻き込んだ公共交通機関の混雑緩和対策について取り組むよう併せて要望する。

#### 5、外国籍県民への対応について

本県はこれまでも多文化共生施策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中においても、外国籍県民が取り残されることなく、支援を行わなければならない。

しかしながら、現状では県内の多様な外国籍県民への今回の緊急事態宣言はじめ各種支援策、相談の周知は十分とはいえない。

例えば休業要請時には、メールや電話などの対応に限られているなどの課題も見受けられるため、こうした緊急時においても、情報を周知できるようなプラットフォームを構築するよう要望する。

また、多言語支援センターかながわでは特別定額給付金に関する多言語版の総務省HPを紹介しているが、言語が少ないため、県内に在住する全ての外国籍県民の母国語での周知が図れるよう、国に働きかけることを併せて要望する

#### 6、PCR検査・抗体・抗原検査体制の実施について

国の緊急事態宣言が解除された現在においても、医療従事者の確保や検査試薬の配布などPCR検査体制は十分に確立されておらず、今後起こりうる可能性のある第2波、第3波に対応する基本的な備えが未だ十分に構築されているとはいえず、今後の感染拡大予防と市民生活の安全のため、正確な感染状況を把握することは喫緊の課題と考える。

一方で、医療機関への多大な負担も懸念されるため、様々な事業者と連携し、PCR検査、抗原・抗体検査を多くの県民が受けられるよう、その体制の構築を図るよう要望する。

## 7、神奈川モデルの検証について

県西地域においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた医療体制「神奈川モデル」により足柄上病院が重点医療機関となったことで、通常診療を地域の他の医療機関が受け入れたことによる負担増や、神奈川モデルハイブリッド版における重点医療機関の協力病院の設置が難航し、擬似感染者を受け入れていた小田原市立病院での院内感染が起きたことから、急遽感染が疑われる方の救急搬送の市立病院受け入れが停止するなど、地域医療全体に対しての混乱が起き、地域県民に大きな不安を与えた。

については今後、「神奈川モデル」の検証を行い、地域の医療機関や医師会との丁寧な情報共有や連携を図り、国・県・地域の医療機関の役割分担を明確にし、必要な支援を行うことで再度、混乱を生じさせることのないよう要望する。

## 8、院内感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に関しては、全国各地の病院内で感染が見つかるケースが相次いでおり、一度それが判明すると、地域医療に与える影響も大きなものとなる。

よって、院内感染が発生した病院においては、医療従事者に感染者が出ていることでの人材不足や、感染者を受け入れていることによる医療収入の減収を鑑み、感染者や疑似感染者の受け入れに伴う負担軽減のための財政的支援を検討するよう要望する。

また、院内感染を未然に防ぐためにも、疑似症感染者の受け入れ状況などの各医療機関の実情に合わせ、C-CATの活用を柔軟に行う体制を構築するよう併せて要望する。

## 9、DV被害対策について

新型コロナウイルス感染拡大によるテレワークや外出自粛により、在宅している割合が高くなり、全国の配偶者暴力相談支援センターに4月に寄せられた相談件数は1万3,272件で、前年同月より約3割増加した。

これは、平時よりも夫婦が自宅で時間を共有する機会が増え、新型コロナウイルス感染拡大下でのストレスが原因であると考えられている。

昨今の相談件数増加に伴い、さらなる相談体制の強化は必要不可欠と考えるので、生活や仕事、子育てなどの不安について、SNSを活用した実態調査を行うよう要望する。

また、相談体制強化とともに、DV被害の防止・救済するために、女性センターの活用を強化し、特に離職に関する支援や就労支援、情報提供の充実を図るよう併せて要望する。

## 10、児童虐待防止対策について

国の緊急事態宣言に伴う長期の外出自粛や休業、学校や保育園の休校休園により、家族が家庭内で過ごす時間が長くなる中で、過度のストレスや生活不安などにより、児童虐待のリスクが高まることが懸念されている。

現在、国の緊急事態宣言は解除され、外出自粛や休校休園は通常に戻るが、今後は企業倒産、失業による経済的困窮や生活不安が進み、児童虐待の更なる増加、深刻化が懸念される。

児童虐待を防ぐためには、虐待する側、される側、これらに近接する第三者へのアプローチが重要となることから、それぞれに応じた、相談や情報提供窓口の対応と広報の強化を要望する。

## 11、保育従事者への慰労金支給について

先般閣議決定された国の第二次補正予算において介護・障害福祉サービス施設等に勤務し、利用者と直接接して来た職員に対し5万円の慰労金を支給することが盛り込まれた。

また、県としては緊急事態下においても県内の保育施設（認可外含む）に対して、サービスの継続を要請してきたものと承知している。

こうした濃厚接触の避けがたい施設において、感染リスクと対峙しながら、懸命に社会的な役割を果たしてきた保育サービスの従事者に対しても介護・障害サービス従事者と同様に県としても慰労金の支給を検討するよう要望する。

## 12、認可外保育所に対する補償について

現在、認可保育所並びに企業主導型保育施設においては、緊急支援の一環として、登園回避をした子どもの保育料減免分は公費の負担が行われている。

一方、認可外保育施設に対してはこうした支援がなく、同じ地域で保育を受ける子どもへの支援に、格差が生まれかねない状況がある。

今回一般市では県の「認可外保育施設保育料支援事業費補助金交付要綱の制定」が通知され、一施設につき上限額が10万円（1ヶ月当たり）の保育料の減免分が補償されることとなったが、この上限額では保育料の減免分を到底埋めることはできず、さらに指定都市、中核市が対象外であることから対象地域の拡充や上限額の見直しも必要と考える。

よって、今回、政府の二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が計上され、その活用事例として、認可外保育施設における保育料の減免への充当が例示されていることを踏まえ、県においてはこの交付金を活用し、県内の各市町村と積極的に

連携しつつ、全県における認可外保育施設に通う子ども世帯への保育料減免分の補償を実施するよう要望する。

### 13、学童保育（放課後児童クラブ）への財政支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国の緊急事態宣言において学童保育は事業の継続を国・県・市から要請され、その中で通常時と異なる長時間枠を緊急に用意することを求められた。

学童保育は普段から財政が脆弱な体制の中、混乱しつつも全力で医療関係者及びエッセンシャルワーカー等を支え、子どもたちをこの三ヶ月間強守ってきたところであるが、コロナ禍において、国からの財政支援はあるものの、利用料収入の減少などにより厳しい運営状況に置かれているクラブも多いという現状がある。

現在、内閣府の補正予算に係る財政支援が計上されているが、県や市町村にも負担が必要とされていることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金」を活用して市町村格差が生じず、県・市町村の負担がなく、全県で学童保育の人的・物的環境が行き渡り継続が可能となるための財政支援を行うよう要望する。

また、学童保育の指導員を「かながわコロナ医療・福祉等応援基金」の対象として加え、労働時間の関係で収入減となりながらも感染のリスクの不安を抱えて従事してきた指導員への慰労金の支給に充てることも検討するよう併せて要望する。

### 14、小規模事業者支援について

内閣府が発表した2020年1～3月期四半期別実質GDP1次速報値の成長率は-0.9%であり、昨年の10-12月期と続けてマイナス成長となった。

全国的な特措法該当施設への休業要請や飲食店への営業自粛・時短営業要請、あるいは社会的価値観により、売上が大きく減少したという声は少なくなく、とりわけ資金力の脆弱な小規模事業主は、事業を維持する為の経費が重くのしかかっている。

そのような中、県は休業要請対象施設や飲食店に対して、「第1.2感染症拡大防止協力金」の支給を決定し事業者に寄り添う姿勢を見せてきたが、その金額は十分とは言えない。

よって、休業要請を行った4-5月迄の成長率は更に悪化することが予想される中、倒産や廃業を防ぐために追加の協力金制度の創設、現在の商店街支援の拡充を要望する。

また、手続きについては混乱が予想されるため、できる限り簡素化・理解しやすい文書で書くことで、関係者全体の負担軽減と迅速かつスムーズな運営を図るよう併せて要望する。

## 15、メンタルヘルス対策について

教育の現場では休校、社会としてはテレワークの推進など、在宅時間が多く続いたことからこれまでの生活様式から大幅な変化が起きた。

国の緊急事態宣言が解除され、従前の生活様式に徐々に戻っていくなか、心因性ストレスの増加、「コロナうつ」が懸念される場所である。

特に学校現場においては、休校が長く続いた児童生徒に対し、より一層寄り添ったケアを行うよう要望する。

また、学校現場のみならず精神面で不調を感じる県民に向けた、「心の悩み電話相談」「いのちのほっとライン@かながわ」といった取組み体制の推進、充実ならびに、必要な方に取り組みが届くよう周知を行うよう併せて要望する。

## 16、学びの保証に資する ICT の活用について

新型コロナウイルス感染症対策により長期間の臨時休校が実施された。

再開後の学校現場では、感染症対策に万全の対策を講じつつ、子どもたち一人ひとりに寄り添う中で、豊かな学びの保障を進めていく必要がある。

現状においても通常通りの授業が再開できていない中では、パソコン・タブレット・スマートフォン等の ICT 機器を活用することは学びを保障する有効な手段となりうる。

しかし、ICT 機器やネット環境のない家庭もあることから、その整備環境は急務であることに加え、ICT を活用することによるサポートスタッフも必要となることから、学びを保障するという意味においても、これらに係る予算の拡充を要望する。

## 17、特別支援学校について

県立校でも教育再開に向け、「公立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」が公表され、特別支援学校においても、県立学校と同様に、8月末を目標に学習環境の平常化を目指すスケジュールが示されている。

しかし、県立の特別支援学校と市立の特別支援学校との間で休業期間中の支援体制に違いがあったこと、休業期間中に個別の学習計画などが示されなかったことなどもあり、学習内容のキャッチアップに対する不安や、通常登校再開ありきのスケジュールと疑問視する保護者の声も聴かれる。

については、学校再開に際し、保護者とも丁寧な意見交換を行い、より一層個々の生徒の事情に合わせたきめ細かな支援体制をとることを要望する。



## 18、フードバンクへのマッチング支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等でのフードドライブの実施が困難な状況がある一方で、個人からのフードバンクへの直接寄付が急増しているという。

これまで個人からの直接寄付は、受け入れの手間やマッチングの困難から推奨されてこなかったが、今後は寄付文化の定着を目指し、改めて推進していくべきと考える。

よって、スマートサプライ等、災害支援の現場で実績あるウェブ上の双方向型プラットフォームを活用し、各地のフードバンクと連携し、現場のニーズを把握するとともに、寄付を望む個々の県民とフードバンク間のマッチングを支援するようなオンラインサービス導入を検討するよう要望する。